



新潟県



発行 新潟県

号外 10

平成26年3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

規則

39 新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則(福祉保健課)

規則

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第39号

新潟ユニゾンプラザ規則の一部を改正する規則

新潟ユニゾンプラザ規則（平成8年新潟県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第7条、第10条関係）

(1) 設備の使用料

設 備 名		使 用 料		備 考			
		単 位	金 額 (円)				
多	舞 台	映写スクリーン	1式	1,570			
		つりバトン	1本	190			
		指揮台	1台	420			
		譜面台	1本	190			
		オーケストラ用椅子	1脚	110			
		演台	1卓	1,180	花台付き		
		解説台	〃	1,020			
		長机	〃	240			
		音響反射板	1式	4,820			
	目	照 明	調光装置	1式	3,630		
作業灯			〃	770			
ボーダーライト			1列	770	カラーフィルターを含まない。		
アッパーホリゾンライト			〃	770	〃		
ローアホリゾンライト			〃	770	〃		
サスペンションライト			〃	1,470	〃		
フットライト			〃	520	〃		
シーリングスポットライト			〃	1,250	〃		
ホ	映 写	ビデオプロジェクター	1台	5,250			
		映写機16ミリ	〃	4,810			
		スライド機	〃	1,180			
		オーバーヘッドカメラ	〃	2,100			
		オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,180			
一	音 響	拡声装置	1式	3,630	有線マイク及びスタンド付き		
		ワイヤレスマイク	1本	2,380			
		CDプレイヤー	1台	1,180			
		インカムセット	〃	1,180			
		カセット式テープレコーダー	〃	1,180			
		コンソール	1式	2,030			
		モニタースピーカー	1台	1,020			
		有線マイク	1本	1,180			
ル	楽 器	マイクスタンド	〃	420			
		グランドピアノ	1台	4,810			
		多	映 写	ビデオプロジェクター	1台	1,050	
				スライド機	〃	1,050	
				オーバーヘッドカメラ	〃	2,100	

ホール 以外	音 響	オーバーヘッドプロジェクター	〃	1,050	
		テレビ	〃	320	
		可搬式映写スクリーン	〃	420	
		拡声装置	1 式	2,960	有線マイク及びスタンド付き
		ワイヤレスマイク	1 本	1,050	
		有線マイク	〃	730	
	マイクスタンド	〃	260		
展 示	展示パネル	1 枚	190		
持 込 み 機 器	照明機器	1 キロワット	160	使用電力量が測定できる場合には、測定した使用電力量に電力量料金の単価を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額を使用料とすることができる。	
	音響機器	1 口	160		
	その他	1 台	160		

注 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後5時30分から午後9時までを各1回(展示パネルの使用料にあつては、午前9時から午後9時までを1回)とした額である。

(2) 冷暖房設備の使用料

区 分		使 用 料 (円)	
		冷 房	暖 房
多 目 的 ホ ー ル		520	420
大 研 修 室		420	370
大 会 議 室	全 面 使 用	320	260
	分割使用(西側)	150	100
	分割使用(東側)	150	150
中 研 修 室	全 面 使 用	260	210
	分割使用(南側)	100	100
	分割使用(北側)	150	100
小 研 修 室 1		100	100
小 研 修 室 2		100	100
小 研 修 室 3		100	100
小 研 修 室 4		100	100
特 別 会 議 室		210	150
介 護 実 習 室		100	100
調 理 実 習 室		100	100
講 師 控 室		50	50
応 接 室		50	50
楽 屋 1		50	50
楽 屋 2		50	50
和 室		50	50

注 使用料は、1時間を単位とした額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定(第7条に係る場合に限る。)は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定（第10条に係る場合に限る。）は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。